	3　基本診療料の施設基準等第九の二の⑸に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。 4　当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　急性薬毒物中毒加算１（機器分析）　5,000点 ロ　急性薬毒物中毒加算２（その他のもの）　350点 5　基本診療料の施設基準等第九の二の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。 6　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第68号）による改正前の厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表（以下「旧別表」という。）４の区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料の欄中注２及び注３の規定については、平成30年３月31日においてこれらの規定に基づく届出を行っている病院については、平成31年３月31日までの間に限り、なお従前の例による。
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料１ （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,082点 特定集中治療室管理料２ イ　特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,082点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,275点 （15日以上30日以内の期間）　10,780点 （31日以上60日以内の期間）　10,987点 特定集中治療室管理料３ （７日以内の期間）　7,317点 （８日以上14日以内の期間）　5,793点 特定集中治療室管理料４ イ　特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　7,317点 （８日以上14日以内の期間）　5,793点
	ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （７日以内の期間）　7,317点 （８日以上14日以内の期間）　5,986点 （15日以上30日以内の期間）　6,491点 （31日以上60日以内の期間）　6,698点 注　基本診療料の施設基準等第九の三の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を１日につき所定点数に加算する。 （７日以内の期間）　2,000点 （８日以上14日以内の期間）　1,500点
区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料１ （14日以内の期間）　4,540点 （15日以上21日以内の期間）　5,045点 ハイケアユニット入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,040点 （15日以上21日以内の期間）　2,545点
区分番号Ａ３０１－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,760点
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　13,708点 （８日以上14日以内の期間）　11,676点 （15日以上30日以内の期間）　12,181点 （31日以上35日以内の期間）　12,388点
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料１ （14日以内の期間）　8,130点 （15日以上30日以内の期間）　8,635点 （31日以上90日以内の期間）　8,842点 新生児特定集中治療室管理料２ （14日以内の期間）　6,065点 （15日以上30日以内の期間）　6,570点 （31日以上90日以内の期間）　6,777点
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,081点